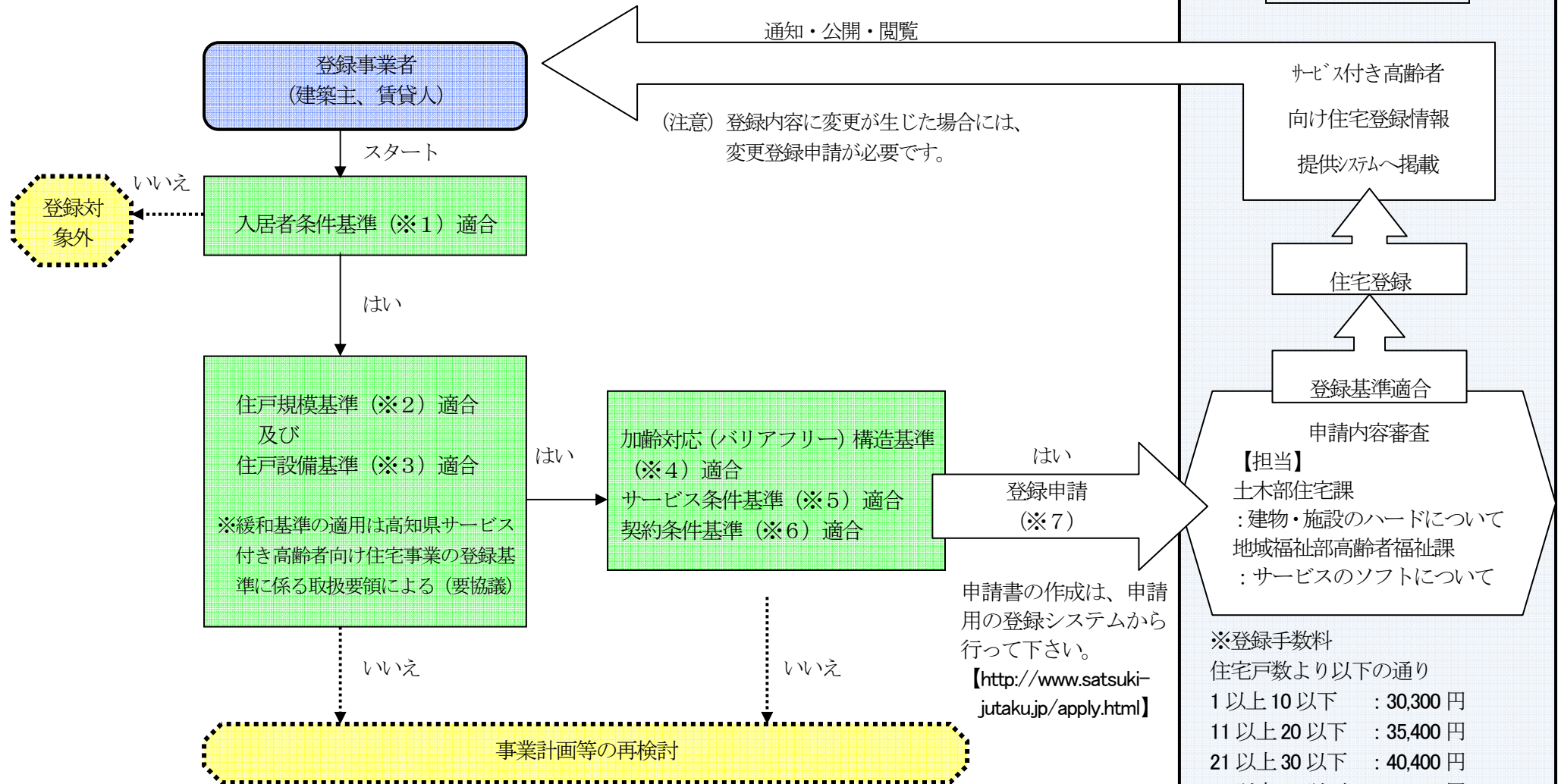


サービス付き高齢者向け住宅登録申請手続きの流れ



(注1) 登録申請前に各基準及び必要提出書類に関する事前協議をお願いしております。

(注2) 建設地が高知市内の場合は、高知市住宅課への申請となります。

(注3) 国が実施するサ付住宅の建設・改修費に対する直接補助は、本登録後、別途国事務局への申請が必要となります。

(別紙)

- (※1) **入居者条件基準** ①単身高齢者世帯(「高齢者」:60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている者)
②高齢者+同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族)
- (※2) **住戸規模基準**:各戸の床面積が25㎡以上(ただし、居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上)
- (※3) **住戸設備基準**:各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えている(ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備または浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備または浴室を備えずとも可)
- (※4) **加齢対応(バリアフリー)構造基準**:段差のない床、手すりの設置、廊下幅の確保等(加齢対応構造等チェックリスト参照)
- (※5) **サービス条件基準**:少なくとも安否確認サービス及び生活相談サービスを提供(義務)
○社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員または医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ヘルパー2級以上の資格を有する者が少なくとも日中常駐し、サービスを提供する
○常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応
- (※6) **契約条件基準**:主な内容は以下の通り(入居契約の適合性に関するチェックリスト参照)
○書面による契約であること
○居住部分が明示された契約であること
○権利金その他金銭を受領しない契約であること(敷金・家賃・サービス費および家賃・サービス費の前払金のみ徴収可)
○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしている等、居住の安定が図られた契約であること
○サービス付き高齢者向け住宅の工事完了前に、敷金及び家賃等の前払金を受領しないものであること(工事完了後に家賃の前払い金を受領する場合は別途条件あり)
- (※7) **登録申請は、サービス付き高齢者向け住宅登録申請書に次に掲げる図書等を添付のうえ申請してください**
①住宅の位置を表示した付近見取図
②縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設の敷地内における位置を表示した図面(配置図)
③縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図(各設備について名称を記載)
④縮尺、方位、住宅の間取り、各室の用途及び設備の詳細を表示した平面詳細図、及び各住戸タイプ毎の求積図
⑤サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類【加齢対応構造等チェックリスト】
⑥入居契約に係る約款(居住部分・安否確認及び生活相談サービス(共に必須)、その他サービス(該当する場合))
⑦登録を申請しようとする者が、サービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合にあっては、その旨を証する書類(登記事項証明書又は売買契約書(土地・建物))
⑧サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類
⑨登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
(サ付住宅事業が明示されたものが原則(明示された(案)又は事業実施の意思が分かる議事録でも可))
⑩法第七条第一項第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを誓約する書面【誓約書】
⑪法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類(家賃等の前払金の保全措置が必要な場合)
⑫登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(令第二条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)及び法定代理人が法第八条第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面【誓約書】